

訪問看護ステーション「池ちゃん家」運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フォーユー（以下「事業者」という。）が運営する訪問看護ステーション「池ちゃん家」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定介護予防訪問看護・指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施にあたっては、焼津市、藤枝市及び関係市区町村、地域の保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	訪問看護ステーション「池ちゃん家」
所在地	焼津市五ヶ堀之内530番地の3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。ただし、介護保険及び医療保険関係法等に定める基準の範囲内において適宜職員を増減できるものとする。

1 管理者 看護師 1名（常勤兼務）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように管理・統括する。但し管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

2 職 員 看護職員（常勤換算2.5名以上、管理者兼務含む）

看護師は訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書」という。）及び報告書の作成及び、訪問看護を担当し、准看護師は訪問看護を担当する。

3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示及び計画書によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日・年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。緊急時等はこの限りではない。
- 2 営業時間は9時から17時までとする。
- 3 携帯電話等により365日24時間連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 介護保険及び医療保険関係法令等に則り、訪問看護指示書を受け、訪問看護を開始する。

- 1 居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所の作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書および看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成して、当該訪問看護計画書を利用者に交付するものとする。
- 2 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから医師会等に主治医の選定および調整を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。
 - (2) 訪問看護の提供にあたっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
 - (3) 計画書および報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含めて記載するものとする。
 - (4) 訪問看護の提供にあたっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者およびその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 2 訪問看護の内容は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 病状・障がい・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - (2) 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
 - (3) 褥瘡の予防・処置
 - (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
 - (5) カテーテル等の管理
 - (6) ターミナル期における看護

- (7) 認知症、精神疾患の患者への看護
- (8) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (9) 利用者家族への精神的援助
- (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
- (11) 住宅改修の相談・指導

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、焼津市・藤枝市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は訪問看護を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合には、救急病院への搬送等適切な対応をする。

- 2 緊急時の対応方法についてはあらかじめ指示書を交付される時、緊急時の対応についての指示もうけておく。
- 3 看護師等はしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告を行う。

(利用料等)

第10条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準」(以下「算定基準」という。)および「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

・通常実施地域を超えた場合の交通費 実施地域を超えた地点から1kmあたり30円

- 3 訪問看護を提供するにあたり必要となる介護物品、水道、ガス、電気、衛生材料費等の費用は全額自己負担とする。
- 4 前項各号の費用の支払いを受ける際は、利用者又は家族に対して利用料金についての説明および同意を得る。
- 5 利用者がステーションに支払う料金の支払い方法については、月ごとの清算とする。毎月15日までに前月分のサービス利用料金の請求をし、指定期日に指定口座から口座自動引き落としにより支払うものとする。

(職員の研修)

第11条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、看護師等の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また勤務体制を整備する。

- (1) 初任者研修 採用後3か月以内

(2) 資質向上のための研修 年2回以上実施

(事故発生時の対応)

- 第12条 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所および市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

- 第13条 ステーションは、提供した訪問看護に対する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 ステーションは、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 ステーションは、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(虐待防止)

- 第14条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに委員会の設置等の必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施するものとする。また措置を適切に実施するため担当者を配置する。

(秘密保持)

- 第15条 看護師等は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、看護師等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 看護師等は、サービス担当者会議等で利用者およびその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

- 第16条 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の意見書
- (2) 訪問看護計画および介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書および介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

2 ステーションは、看護師等、設備、備品および会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(訪問看護提供にあたっての留意事項)

第17条 訪問看護の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問看護の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。

3 訪問看護の提供を行う看護師等は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者およびその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

4 この規程に定める他、運営に関する重要事項は株式会社フォーユーとステーションの管理者の協議の上定めるものとする。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。